

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレートガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めてまいります。

そのため、当社は、監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行うとともに、合わせて執行役員制度を採用することにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレートガバナンスの実効性を高めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4 - 10 - 1 任意の独立した諮問委員会の設置】

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案の決定ならびに役員報酬の決定を行う場合には、社外取締役が適正性を検証、適切な関与・助言を行い、更には監査等委員会が必要に応じて意見を表明したうえで審議を行うことにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っています。このことから、任意の諮問委員会は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

政策保有株式に関する方針及び議決権行使基準に関しては、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第18条に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社では、役員・主要株主等との取引の手続きの枠組みについては「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第15条3に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金のアセットオーナーとして期待される、機能発揮のための取組みについては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第19条に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1) 経営理念、中期経営計画については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(経営理念:<https://www.shinagawa.co.jp/profile/idea.html>)

(中期経営計画:<https://www.shinagawa.co.jp/finance/plan.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬の決定に関する方針と手続きについては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第6条5(2)及び第14条に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

(4) 経営陣幹部の選解任、取締役・監査等委員である取締役候補の選解任・指名に関する方針と手続きに関しては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第5条3、第6条5(2)、第7条2に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

(5) 当社が取締役・監査等委員である取締役候補者の指名を行う際の、個々の指名の説明は「株主総会招集ご通知・参考書類」に記載いたしません。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の経営陣への委任】

重要な業務執行の決定に関する取締役会の経営陣に対する委任の概要については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条4に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条に記載しておりますのでご参照ください。

(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成・規模、取締役選解任の方針・手続き】

取締役会の構成・規模並びに取締役選解任の方針・手続きに関しては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条、第5条3、第6条5(2)に記載

しておりますのでご参照ください。
(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査等委員である取締役の兼任状況】
取締役・監査等委員である取締役が他の上場会社の役員を兼任する状況については、「株主総会招集ご通知・事業報告」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の実効性の分析・評価】
取締役会の実効性に関する分析・評価については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条8に基づき、1. 取締役会の構成・運営、2. 取締役会の責務・役割、3. 取締役会を支える体制、4. ステークホルダーとの関係の4項目に分けて取締役会アンケート(4段階選択式29問及び各質問に対する自由記述及び全体記述)を実施し、平均評価点は各項目とも「満足である」の3点を上回り、質問項目全体を通じての評価点も3.25点と3点を上回っており、当社取締役会は概ねコーポレートガバナンス・コードの要請する取締役会の実効性について満足していると評価しました。
(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査等委員である取締役のトレーニングの方針】
取締役・監査等委員である取締役のトレーニング方針については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条6に記載しておりますのでご参照ください。
(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的対話を促進する体制並びに取組みの方針については「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第16条に記載しておりますのでご参照ください。
(<https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	3,181,055	34.14
株式会社神戸製鋼所	352,500	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	331,200	3.55
三井住友信託銀行株式会社	326,800	3.51
富国生命保険相互会社	200,000	2.15
株式会社みずほ銀行	170,500	1.83
野村信託銀行株式会社(投信口)	157,000	1.68
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	151,300	1.62
株式会社三井住友銀行	150,000	1.61
岡山エスエス会	147,910	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は2004年度下期より大阪証券取引所(現東京証券取引所)市場第一部上場のイソライト工業株式会社を連結子会社としております。当社は、当社及びイソライト工業株式会社とともに株主価値を向上させることをグループ経営の基本としております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
豊泉 貴太郎	弁護士													
佐藤 正典	公認会計士													
中島 茂	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊泉 貴太郎				弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について助言いただくなど、経営全般に対する監視・監督を通じて、社外取締役として当社のコーポレートガバナンス上重要な役割を果たしていただけるものと考えている。また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断している。

佐藤 正典		同氏は、あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)において代表社員並びに理事長としての経験があるが、2010年6月に同監査法人を退任している。当社と同氏との間に特別の関係はない。なお、当社(当社の子会社を含む)から同監査法人に対し、2018年度の監査証明業務に基づく報酬として97百万円の支払い実績がある。	公認会計士・税理士として企業会計全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について助言いただくなど、経営全般に対する監視・監督を通じて、社外取締役として当社のコーポレートガバナンス上重要な役割を果たしていただけるものと考えている。また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断している。
中島 茂			弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について助言いただくなど、経営全般に対する監視・監督を通じて、社外取締役として当社のコーポレートガバナンス上重要な役割を果たしていただけるものと考えている。また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断している。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が求めた場合の監査等委員会及び監査等委員である取締役(以下監査等委員という)の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとしています。また監査等委員会の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は下記の体制で連携を図っています。

- (1) 当社及び子会社の取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。
- (2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。
- (3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。
- (4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
- (5) 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

コーポレートガバナンス・ガイドラインの方針に従い、「取締役・執行役員報酬規定」に定めた会社の業務執行に携わる取締役の基本報酬の一定割合に、単体経常利益を指標とする業績連動部分を設け、固定部分と業績連動部分の合計額を月俸としております。同規定において、基本報酬のうち業績連動部分の割合は社長20%、その他の取締役15%と定めております。また監査等委員会は取締役の報酬につき、意見を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

事業報告の会社役員に関する事項及び有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況等において、取締役報酬の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、2018年12月20日開催取締役会で改定したコーポレートガバナンス・ガイドライン第14条(以下、「ガイドライン」という。)において、「取締役・執行役員の報酬等については、別に定める『取締役・執行役員報酬規定』により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し、適切に設定する。」と定めております。

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬等については、株主総会決議の限度額の範囲内において、取締役会で承認された「取締役・執行役員報酬規定」により、役職別に報酬を定め、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会決議の限度額の範囲内において、監査等委員会で承認された「監査等委員報酬規定」により、役職別に報酬を定め、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、透明・公正な意思決定を行うために、監査等委員会との連携を図るとともに、総務部を通じて当社情報の提供を受け、必要に応じて追加情報を求めることができます。社外取締役に対し、取締役会の開催に際して重要な事項については事前に説明しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
相川 貢	相談役	当社からの要請に応じ、経験・知見に基づき助言	非常勤・報酬有	2018/6/28	2年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は相談役・顧問制度を有しています。経営上必要と認める場合、取締役会に諮った上で常勤であった退任役員に対し、非常勤の相談役・顧問の委嘱を行うことがあります。必要に応じて経営に対し経験に裏付けられた有益なアドバイスをいただいております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、業務執行及び業務執行を監査・監督する組織として、取締役会・監査等委員会のほか、取締役と一部の執行役員を構成メンバーとする常務会及び執行役員を構成メンバーとする執行役員会議を設置し、常務会を毎月1～2回、執行役員会議を年4回開催しております。両会議には社内の取締役及び常勤の監査等委員である取締役が常時出席しております。

1. 取締役会、常務会、執行役員制度

当社は取締役会において法令、定款並びに取締役会規則に基づき業務執行に関する重要な意思決定を行い、その他の重要事項については常務会で決定しております。また取締役会、常務会は取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。

執行役員は取締役会によって選任され、取締役会及び代表取締役の統括の下に業務を執行し、各所管部門における使用人の業務執行を監督しております。

2. 社外取締役

社外取締役は、一般株主への十分な配慮や社外の視点を経営の意思決定に反映させ、経営陣の選解任・報酬の決定について妥当性を検証し経営を監視するなど、経営の意思決定機能及び監督機能を強化するため、適切な関与・助言を行います。

3. 監査等委員会

現在、3名の社外取締役を含む監査等委員5名による監査・監督体制を敷いております。監査等委員は、監査等委員会の定める監査方針に従い、取締役会その他の重要会議への出席、取締役からの報告聴取、重要書類の閲覧等により取締役の業務執行を監査・監督しております。さらに監査の充実を図るため工場・営業所及び子会社等に赴き当社及び当社グループの業務執行状況について調査しております。監査等委員会は毎月1回開催され、各監査等委員から監査業務の結果について報告を受け、協議しております。

内部監査室を設置し、監査等委員会が求めた場合の補助業務を行なうこととしております。

4. 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査にあずさ監査法人を選任し、監査を受けております。

5. 内部統制委員会

当社は内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの取組みを横断的に統括しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行及び業務執行を監査・監督する組織として、取締役会・監査等委員会のほか、取締役と一部の執行役員を構成メンバーとする常務会及び執行役員を構成メンバーとする執行役員会議を設置し、常務会を毎月1～2回、執行役員会議を年4回開催しております。両会議には社内の取締役及び常勤の監査等委員である取締役が常時出席しております。

なお、社外チェック機能の観点では、3名の社外取締役を選任し、社外取締役は監査等委員として経営全般に対する監視・監督を行うとともに取締役の職務執行の監査を行っております。これらにより、経営の監視機能の面で十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年の株主総会において法定期日の4営業日前に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	2019年の株主総会より、インターネット(パソコンまたはスマートフォン)による議決権行使が出来るようにしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2011年3月期よりアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の財務資料及び適時開示資料をホームページに掲載しております。 決算説明会資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念・企業行動憲章を制定し、ステークホルダーの立場を尊重し、広く社会にとって有用な存在であることを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全先進企業を目指し環境方針を制定しISO14001の活動を通じて、地球環境保全活動に取り組むとともに、企業行動憲章に社会貢献を原則の一つに掲げ、日常の事業活動の前提としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に関わらず諸法令等に基づき適時・適切に開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供の充実に努め、株主にわかりやすい内容となるよう努めます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下の通り定め、かかる体制の下で業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、環境の変化に応じて見直しを行ない、その改善・充実を図っております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1) 企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

2) 内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は常勤の取締役及び執行役員の内から構成し、事務局を設置する。

3) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。

4) 内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

5) 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行なう手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。

2) 内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。

3) 内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

1) 取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。

3) 各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。

4) 管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。

5) 取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

2) 当社は、子会社各社の一定の重要事項(損失の危険の管理に関する事項を含む)について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。

3) 関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的且つ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うとともに、子会社各社の推進状況を監督する。

4) 当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。

(6) 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

1) 監査等委員会が求めた場合の監査等委員会及び監査等委員である取締役(以下監査等委員という)を除く。)の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、監査等委員の指示を確実に遂行するものとする。

2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の異動については、監査等委員会の意向を踏まえた上で決定する。

(7) 当社及び子会社の取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 当社及び子会社の取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査等委員会の要請に応じ、監査等委員会に対して職務の執行状況を報告する。

2) 内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告する。

3) 内部統制委員会は、監査等委員会に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。

4) 監査等委員会が必要と判断した事項については取締役(監査等委員を除く。)、執行役員及び使用人が速やかに報告する。

(8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、コンプライアンス・ホットラインへの通報・相談者及び監査等委員会への報告者については不利な取扱いを受けないことを確保する。

(9) 監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。

(10) その他監査等委員会による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは企業の社会的責任の観点から必要不可欠であると同時に、反社会的勢力に対して屈することなく法律・条例に則して対応することや反社会的勢力に対して資金提供を行わないことはコンプライアンスそのものであると考え、品川リフラクトリーズ企業行動憲章に基本方針を掲げるとともにコンプライアンス・マニュアルに対応方針を規定し、当社グループ全役職員への周知徹底を図っている。また、当社の取引より反社会的勢力を排除するため取引先と覚書を締結している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、地域との共生及び環境保全への取組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様との判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは耐火物関連事業、エンジニアリング事業及びその他関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ営業・生産活動に励むとともに、更なるグローバル化を指向しグループとしての事業規模の拡大を追求してまいります。

平成27年度から3か年にわたり進めている第3次中期経営計画では、当社の将来にわたる持続的な成長を実現するため、特に設備と人材の基盤整備に注力しております。設備面ではお客様に対する安定供給と競争力向上を目的に主力工場の中核設備の更新と最新鋭設備の導入を実施してまいりました。また人材面では、競争を勝ち抜き会社を発展させるため、社員一人ひとりの実力を底上げする研修体制を整備するとともに、安定的な採用、人材ソースの多様化等人材の確保と育成に継続して取り組んでおります。設備と人材の基盤整備を車の両輪とし、安定した収益体制を確立することにより、株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となってまい進する所存であります。

さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くのステークホルダーの期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考えております。

当社は、平成27年11月、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方・基本方針に相当する「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、翌平成28年6月には監査等委員会設置会社の制度を採用し、独立性の高い社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督を行うとともに、合わせて執行役員制度を採用することにより、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の一層の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に努めております。

このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年5月11日開催の当社取締役会において、1.で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)として継続を決議いたしました。

本対応方針の継続について平成29年6月29日開催の第183回定時株主総会に付議し、承認可決されました。

本対応方針は、(1)特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、(2)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(3)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(いずれにおいても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為及び合意等を除きます。)(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、(1)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(2)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(3)当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当て等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長があります。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助

言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないために対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるために対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、対抗措置の発動もしくは不発動の勧告又は対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行います。

当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。対抗措置の発動の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間以内に当社株主総会を開催することとします。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置を発動することを決定した後、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成29年6月29日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.shinagawa.co.jp/news/index.html>)に掲載する平成29年5月11日付ニュースリリースをご覧ください。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

2.に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、2.に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、3.に記載した本対応方針も、3.に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会がこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に関する基本姿勢

当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインに「経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に関わらず諸法令等に基づき適時・適切に開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供の充実に努め、株主にわかりやすい内容となるよう努める」と定め、会社情報の開示を適時適切に行うことを基本方針としております。

2. 適時開示に関する社内体制

当社は、適時開示が求められる会社情報(以下、重要事実)の管理、並びに適時開示に関し、株券等の内部者取引の管理等に関する規則を定め、以下のとおり社内体制を整備しています。

- (1) 管理部門担当執行役員を情報管理責任者に任命し、当社グループにおける重要事実を統括して管理する。
- (2) 当社各事業所または子会社において重要事実の発生または入手があった場合、当該事業所長または子会社社長を情報管理担当者とする。
- (3) 情報管理責任者は、情報管理担当者と協力して、当社または子会社に生じた事実が重要事実か否かの判定を行い、重要事実の開示の要否、時期、方法を決定するとともに当該事実の適正な管理を行う。
- (4) 重要事実のうち、決定事実及び決算情報については社長に報告し、取締役会の決議後、遅滞なく適時開示を行う。発生事実については社長に報告し、遅滞なく適時開示を行う。
- (5) 重要事実の開示はできる限り早期に行うことを原則とし、情報管理責任者がこれを行う。

